

平成23年度 在宅医療等に関する実態調査結果

平成25年3月

日本薬剤師会

## 実施概要

### 調査名

平成23年度 在宅医療等に関する実態調査

### 調査対象

在宅医療・サポート薬局

### 調査票の送付回収

本会から調査対象に郵送した調査票に、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて、本会まで返送。

### 調査票の内容

次ページ以降に結果と共に記載。なお、一部の調査項目について経年調査を行うことを念頭においているため、調査票に、都道府県名と薬局名、通し番号を予め印刷。

### 調査期間

平成23年10月1日～平成23年10月31日

調査依頼薬局数 483薬局

回答薬局数 368薬局 回収率76.2%

調査実施担当（名称等は実施当時）

日本薬剤師会 医療保険委員会（介護保険担当）

担当副会長 山本 信夫

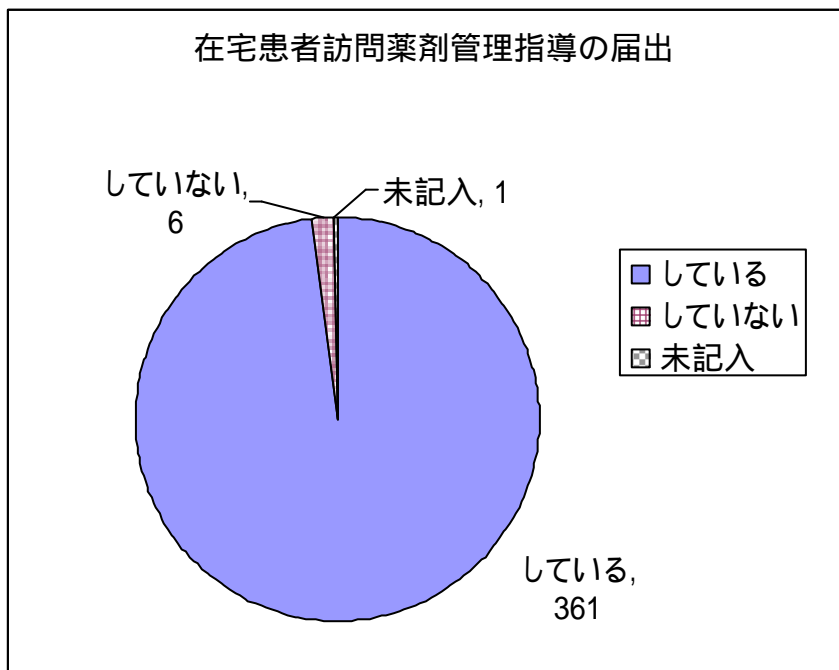
担当常務理事 安部 好弘

貴薬局の概況についてお伺いします。

問1 下記の届出等の状況を教えてください。(1つだけ選択)

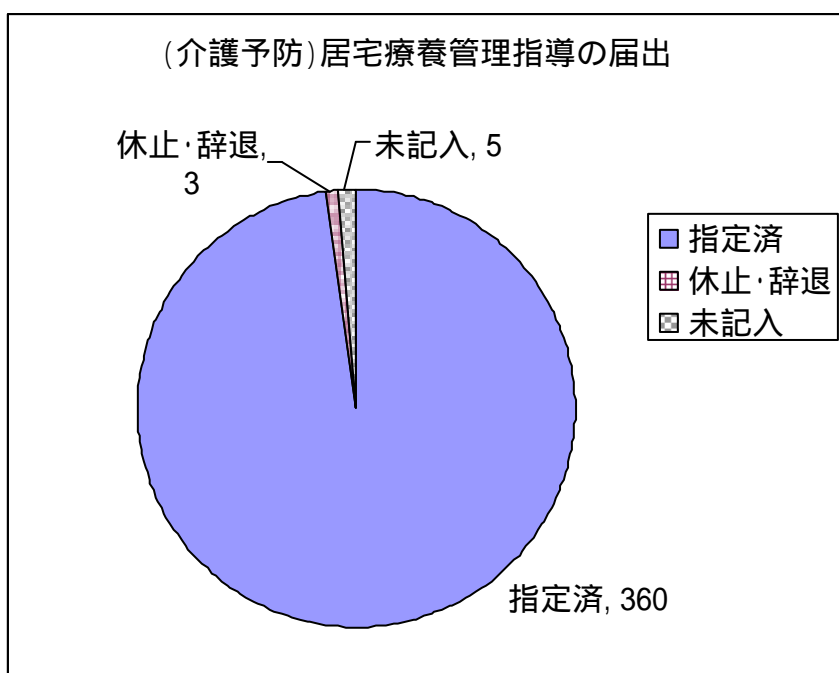
・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出(医療保険)

図1 集計数：368(未記入含む)



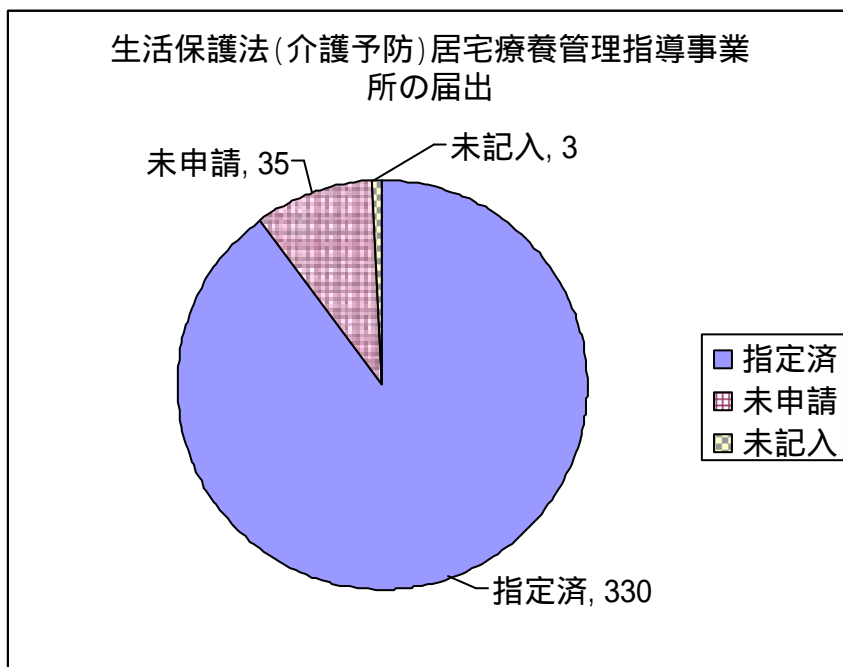
・(介護予防)居宅療養管理指導事業所の届出(介護保険)

図2 集計数：368(未記入含む)



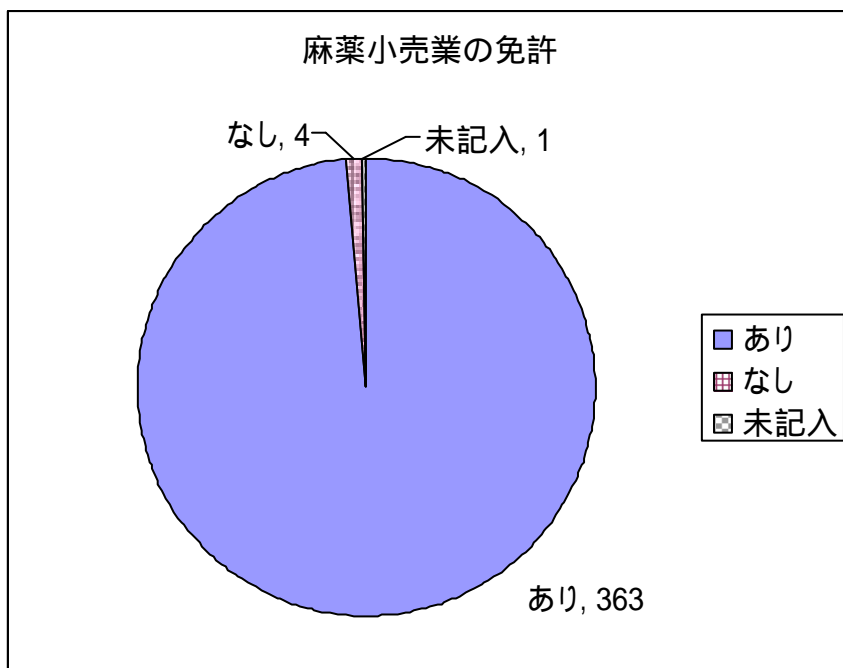
・生活保護法等（介護予防）居宅療養管理指導事業所の届出

図3 集計数：368（未記入含む）



・麻薬小売業の免許の取得

図4 集計数：368（未記入含む）



有効回答数は 368 であった。

これら基礎データに関しては、前回調査（平成 22 年 1 月度実施）と大きな変化は無かった。

サポート薬局においては、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出（医療保険）（介護予防）居宅療養管理指導事業所の届出（介護保険）麻薬小売業の免許の取得（図 1, 2, 4）が、高い率で実施されており、在宅訪問指導業務を実施するための基本的な体制が整備されていた。

一方、生活保護法等（介護予防）居宅療養管理指導事業所の届出（図 3）は 330/368 であり、医療および介護保険上の届け出が行われているサポート薬局においても届け出がされていない状況がみられた。生活保護法等（介護予防）居宅療養管理指導事業所の届出は、平成 12 年に、みなし指定から届け出制に変更されていることから、届出の必要性について再度周知する必要があることが推察される。

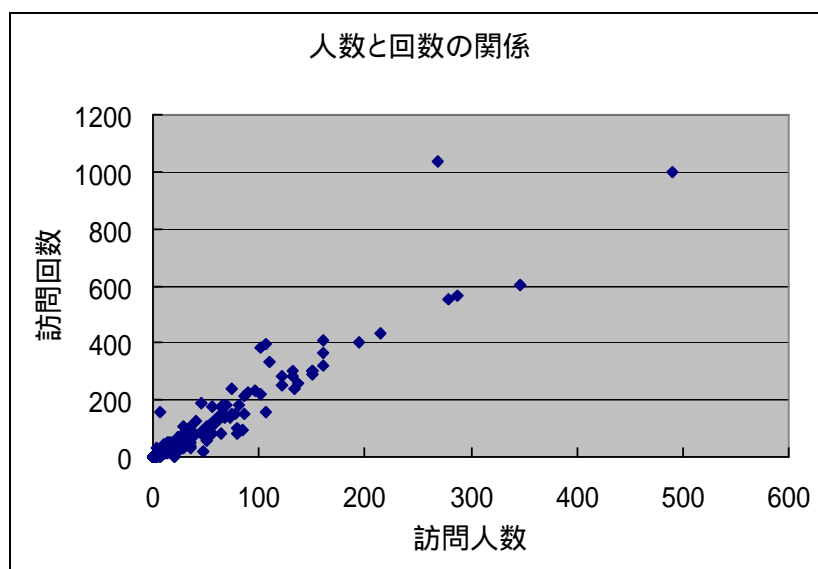
問2 下記項目に関して平成23年10月の貴薬局の状況をご回答ください。

・訪問薬剤管理指導の実施実績

図5

訪問薬剤管理指導の実施実績(人)			訪問薬剤管理指導の実施実績(回)				
実施した人数	人数	頻度	実施した回数	回数	頻度		
回答数	364	0	68	回答数	358	0	75
最小	0	1~5	103	最小	0	1~5	57
最大	490	6~10	39	最大	1034	6~10	36
平均	26	11~20	49	平均	55	11~20	37
標準偏差	51.3	21~30	26	標準偏差	117.3	21~50	69
分散	2636.3	31~50	22	分散	13751.6	51~100	30
		51~100	33			101~300	40
		101~	24			301~	14

図6



訪問薬剤管理指導の実施実績では、H23年10月度の対象患者数を「0」とした薬局が68軒(18.7%)であり、多くのサポート薬局では在宅訪問業務を応需している実態が示された。1薬局当たりの応需人数は、1~5名は103軒(28.3%)、1~10名は142軒(39.0%)、1~20名は191軒(52.5%)であり、20名以下の応需を行っている薬局数が過半数であった。一方、一薬局で50人を超える在宅患者を応需している薬局は、51~100名は33軒(9.1%)、100名超の薬局は24軒(6.6%)であり、薬局件数としては少ないものの、全体の応需延べ回数の過半数以上を応需していることが推測された。

また、1薬局当たりの訪問人数と訪問回数の相関を見たところ、患者1名当たり月に2回程度訪問していると考えられる。

なお、この部分についても、前回調査と大きな変化は無い。

・そのうち、保険算定できなかった回数

図 7

保険算定できなかった回数(回)			
算定できなかった回数	回数	頻度	
回答数	362	0	235
最小	0	1~5	67
最大	100	6~10	28
平均	4	11~20	12
標準偏差	12.0	21~30	10
分散	143.1	31~50	5
		51~	5

今回調査で設けた質問である。回答によれば 127 薬局 (35.8%) で、通常と同様の訪問薬剤管理指導を実施したにも関わらず、算定要件等の問題により、保険算定できなかったことがあると回答された。

・緊急時等共同指導の実施実績

図 8

緊急時等共同指導の実施実績			
実施した人数	人数	頻度	
回答数	366	0	351
最小	0	1	6
最大	15	2	4
平均	0	3~5	0
標準偏差	1.33	6~	5
分散	1.76		

緊急時等共同指導の実施実績			
実施した回数	回数	頻度	
回答数	365	0	351
最小	0	1	6
最大	40	2	3
平均	0	3~5	1
標準偏差	2.66	6~10	1
分散	7.09	11~	3

・退院時共同指導の実施実績

図 9

退院時共同指導の実施実績			
実施した人数	人数	頻度	
回答数	366	0	349
最小	0	1	13
最大	3	2	3
平均	0	3~5	1
標準偏差	0.30	6~	0
分散	0.09		

退院時共同指導の実施実績			
実施した回数	回数	頻度	
回答数	366	0	350
最小	0	1	12
最大	3	2	3
平均	0	3~5	1
標準偏差	0.29	6~	0
分散	0.09		

緊急時等共同指導・退院時共同指導(図8,9)とも、実施実績はまだ少なく、緊急時等共同指導が4.1%、退院時共同指導は4.6%の実施率であった。

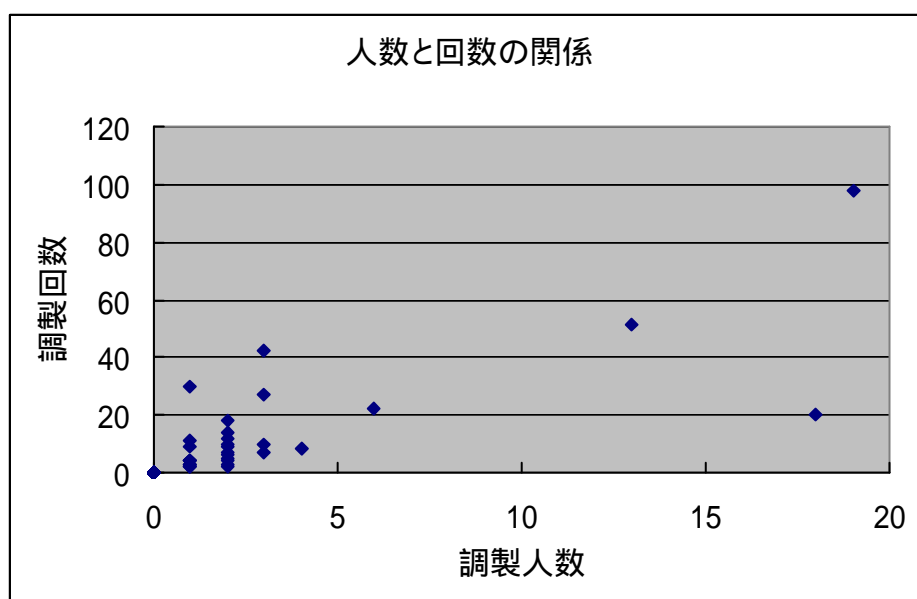
前回調査では両者とも約6%であった。

・無菌製剤（注射薬）の調製

図 10

無菌製剤(注射薬)の調製				無菌製剤(注射薬)の調製			
実施した人数		人数	頻度	実施した回数		回数	頻度
回答数	366	0	334	回答数	364	0	334
最小	0	1	10	最小	0	1~5	11
最大	19	2	11	最大	98	6~10	8
平均	0	3~5	6	平均	1	11~20	5
標準偏差	1.67	6~10	2	標準偏差	6.92	21~50	4
分散	2.78	11~	3	分散	47.82	51~	2

図 11



無菌製剤（注射薬）の調製は、32件（8.7%）の実施率であった。後述する無菌製剤処理の施設基準の届出薬局数は48件であることから、施設基準の届け出をしている薬局においても、無菌製剤の調剤依頼がなかった事が示された。なお、無菌製剤を調製している人数（対象患者数）と調製している回数の相関をみたが、明確な相関は見られなかった。頻回に調整を行っている薬局と、そうでない薬局の両方があった。

なお、前回調査では、無菌製剤処理施設基準の届出薬局数は47件、実績は26件であった。

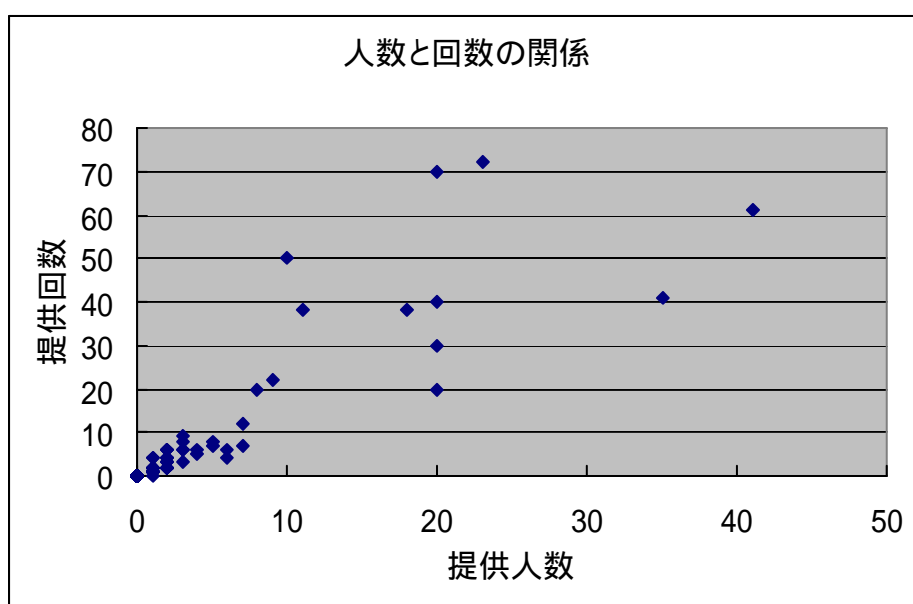


・輸液ルート、衛生材料等の供給

図 12

輸液ルート、衛生材料等の供給(人)				輸液ルート、衛生材料等の供給(回)			
実施した人数	人数	頻度		実施した回数	回数	頻度	
回答数	364	0	294	回答数	362	0	295
最小	0	1	27	最小	0	1~5	42
最大	41	2	16	最大	72	6~10	12
平均	1	3~5	10	平均	2	11~20	3
標準偏差	4.01	6~10	8	標準偏差	8.20	21~50	7
分散	16.12	11~	9	分散	67.16	51~	3

図 13



輸液ルート・衛生材料等の供給は、約 8 割の薬局で実績がなかった。なお、輸液ルート・衛生材料等を供給している人数（対象患者数）と供給している回数の相関をみたところ、明確にはいえないものの、患者 1 人当たり、月 1 回程度の供給が行われている傾向がみられた。

本回答も昨年とほぼ同様である。

・麻薬の在庫品目数

図 14

麻薬の在庫品目数			
在庫品目数	品目数	頻度	
回答数	328	0	24
最小	0	1～5	58
最大	44	6～10	81
平均	12	11～20	105
標準偏差	8.95	21～	60
分散	80.13		

回答のうち1つが無効値であったため、その値は集計に含まない。

麻薬小売業の免許を取得している回答薬局 328 薬局のうち、実際に麻薬の在庫を備蓄している薬局は 304 薬局（92.7%）であった。麻薬の在庫品目数は最大で 44 品目、平均では 12 品目であった。前回調査に比べ、平均品目数が増加している（10 → 12）。サポート薬局における訪問薬剤管理指導の実施実績と麻薬在庫状況から、在宅医療を実施する上で麻薬供給体制を整備する必要性が推察される。

・全薬剤師数とそのうちの訪問薬剤管理指導の経験がある薬剤師数

非常勤薬剤師も 1 人として計算。

「訪問薬剤管理指導」には「在宅患者訪問薬剤管理指導」と「居宅療養管理指導」の両方を含む。

図 15

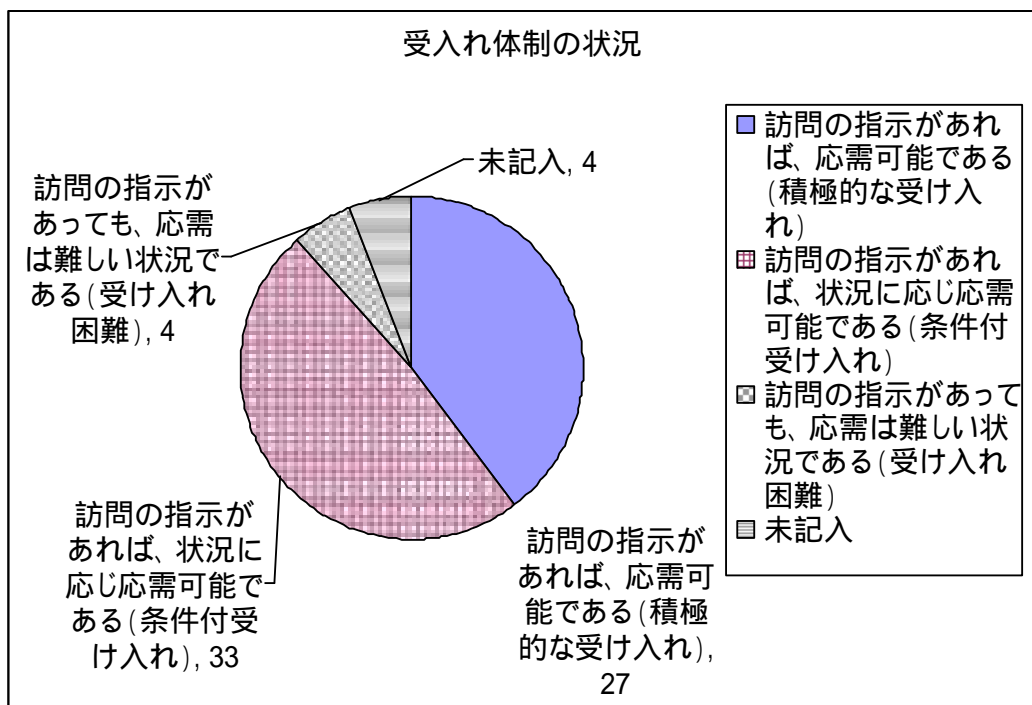
全薬剤師数				訪問薬剤管理指導の経験がある薬剤師数			
人数		人数	頻度	人数		人数	頻度
回答数	363	1	12	回答数	360	0	14
最小	1	2	73	最小	0	1	97
最大	29	3	62	最大	16	2	114
平均	5	4～5	89	平均	3	3	52
標準偏差	3.52	6～10	107	標準偏差	2.37	4～5	41
分散	12.38	11～20	19	分散	5.61	6～10	36
		21～	1			11～	6

1 薬局あたりの全薬剤師数（非常勤薬剤師も常勤換算しない）は平均で 5 名、そのうち、訪問薬剤管理指導の経験のある薬剤師は平均で 3 名であったが、頻度的には 1～2 名で訪問薬剤管理指導を実施している薬局が多い。

この結果についても、前回調査と大きな変化はなかった。

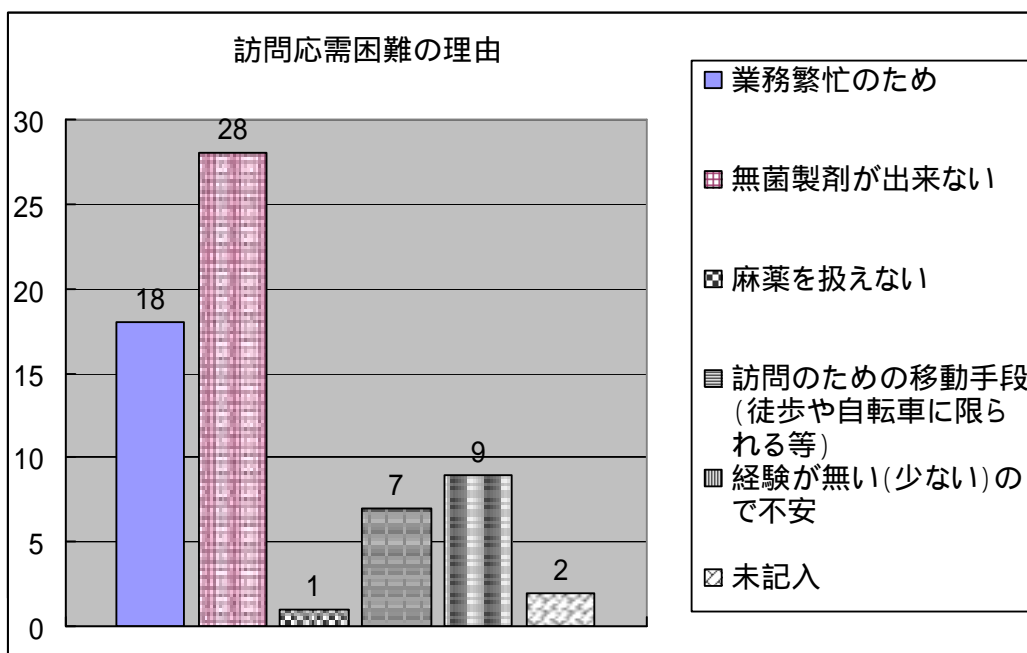
問3 平成23年10月の訪問薬剤管理指導の実施実績が0人0回の場合、貴薬局の現況について当てはまるものをチェックしてください(1つだけ選択)

図16



問4 問3で「条件付受け入れ」、「受け入れ困難」とした方にお聞きします。訪問応需の障害となっているのはどのような点ですか。(複数回答可)

図17



問2で平成23年10月の訪問薬剤管理指導の実施実績が0人0回であると回答は、68薬局であった。一方、その薬局での訪問応需の体制については、条件付き受け入れを含めると、ほとんどの薬局は訪問指示があれば訪問を実施するとした。(図16)

薬局の状況に応じ、在宅訪問のニーズに応じて柔軟な条件設定をすることができれば、より多くの薬局で積極的な応需が可能であることが示唆された。

薬局が在宅訪問に取り組む上での障害として、無菌調剤ができないという理由(図17)が最も多かった。

一方、無菌製剤処理の施設基準の届出(後述)は48薬局、実際の無菌製剤(注射薬)の実施実績は、32薬局である。このことから、在宅訪問を応需する上で、無菌調剤への対応が必須条件ということではないという状況が推察される。

そのため、在宅訪問の経験がない薬局に対し、在宅訪問を応需する上で無菌調剤設備の設置が必須の条件とはならないことを周知する必要性があることが示唆された。

これらの傾向は、前回調査においても同様であった。

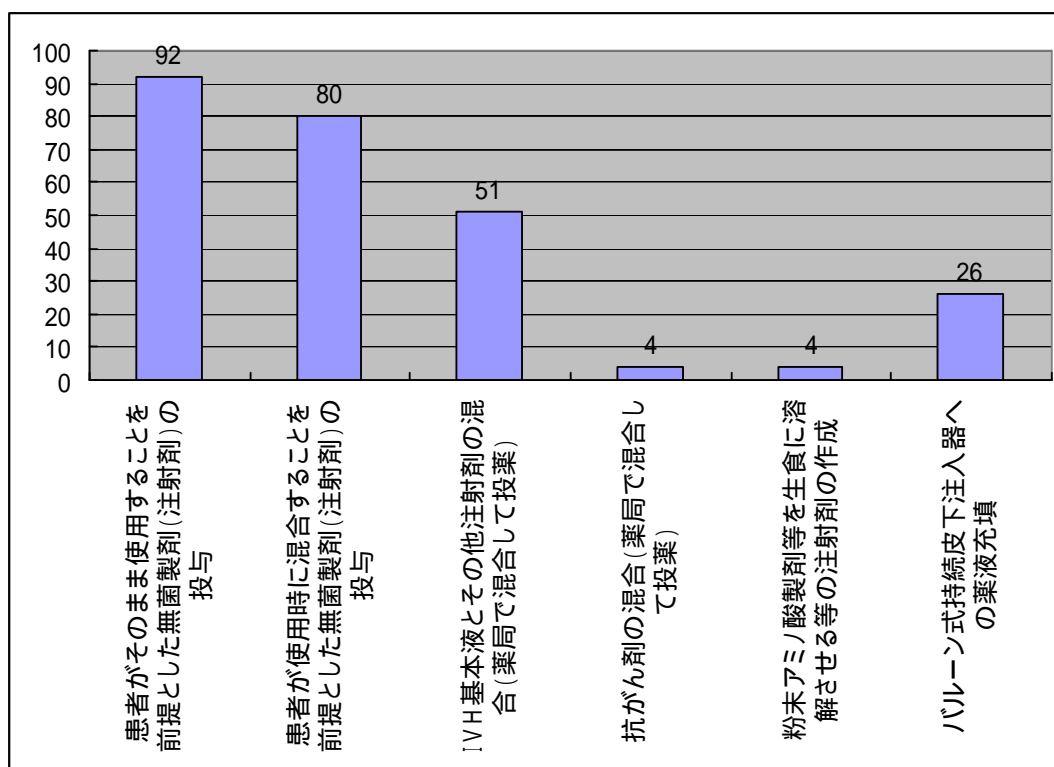
以降は、前回調査にはない設問である。

### 貴薬局の無菌製剤（注射剤）の調剤の現状についてお伺いします。

ここでいう「無菌製剤（注射剤）」とは、中心静脈栄養法（IVH）輸液や抗悪性腫瘍剤、及びそれらに混合することを目的に処方された注射剤を指します（インスリンやインターフェロン製剤等を単独で利用する場合は対象外です）。

問5 貴薬局でこれまでに調剤したことがあるものに を付けてください（複数選択可）。

図 18



これまで薬局で経験した調剤内容については、患者がそのまま使用することを前提とした無菌製剤（注射剤）の投与（患者がIVH基本液や基本液とアミノ酸、脂肪製剤等のキット製剤等をそのまま使う場合）が92件、患者が使用時に混合することを前提とした無菌製剤（注射剤）の投与（患者が使用時に混合して使用するが、薬局では混合していない場合）が80件と多くを占めた。IVH基本液とその他注射剤の混合（薬局で混合して投薬）は51件、抗がん剤の混合（薬局で混合して投薬）は4件あり、粉末アミノ酸製剤等を生食に溶解させる等の注射剤の作成（溶解液付きアンプル等を除く、薬局で作成して投薬）は4件であった。そのほか、バルーン式持続皮下注入器への薬液充填が26件あった。

問7 無菌製剤処理加算の施設基準の届出をしていますか。該当するものをしてください。(1つのみ選択)

図19

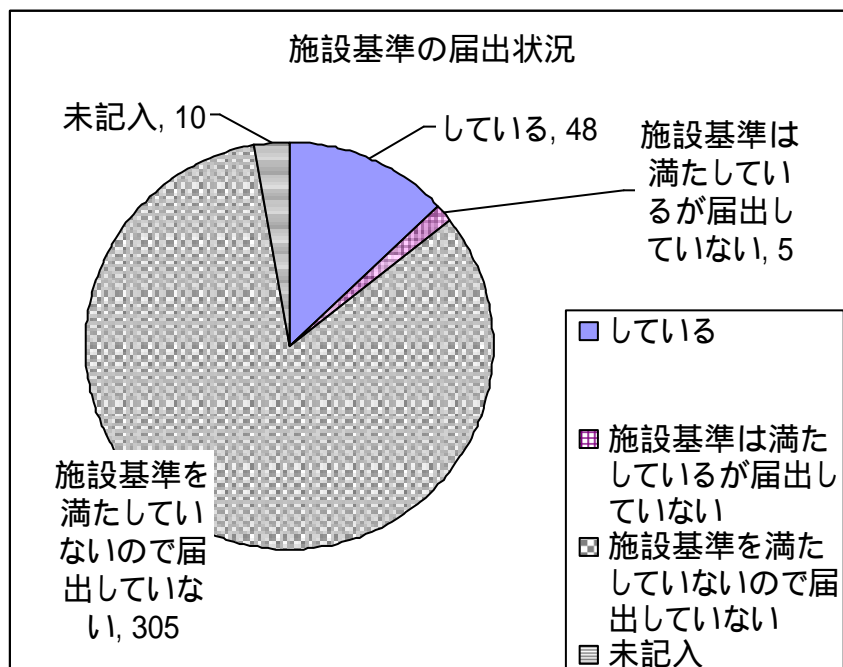
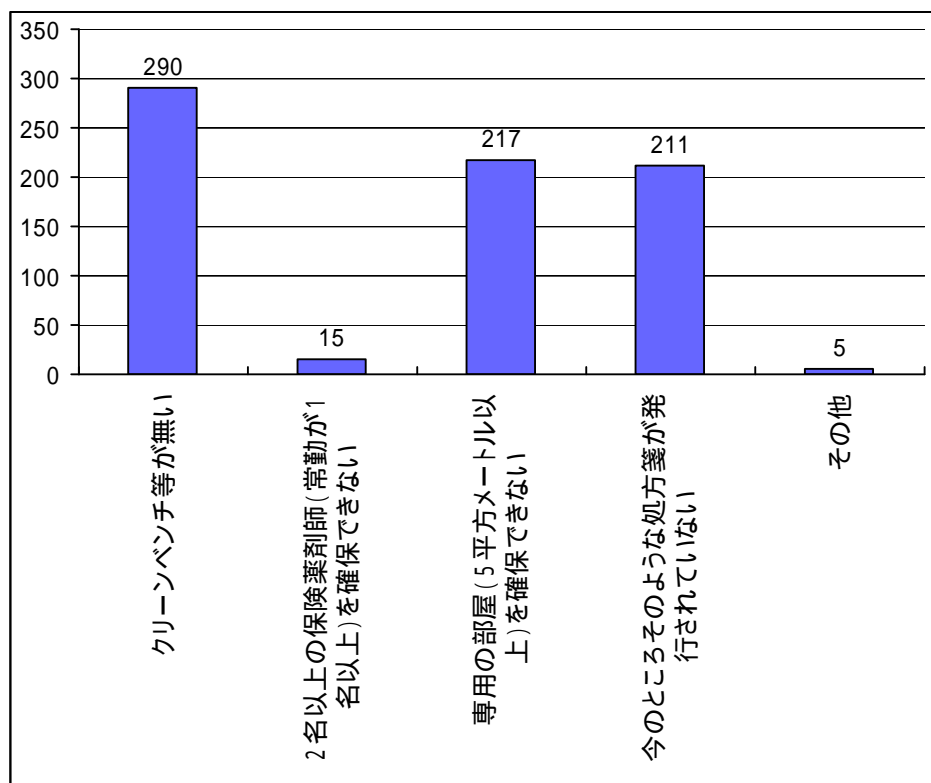


図20

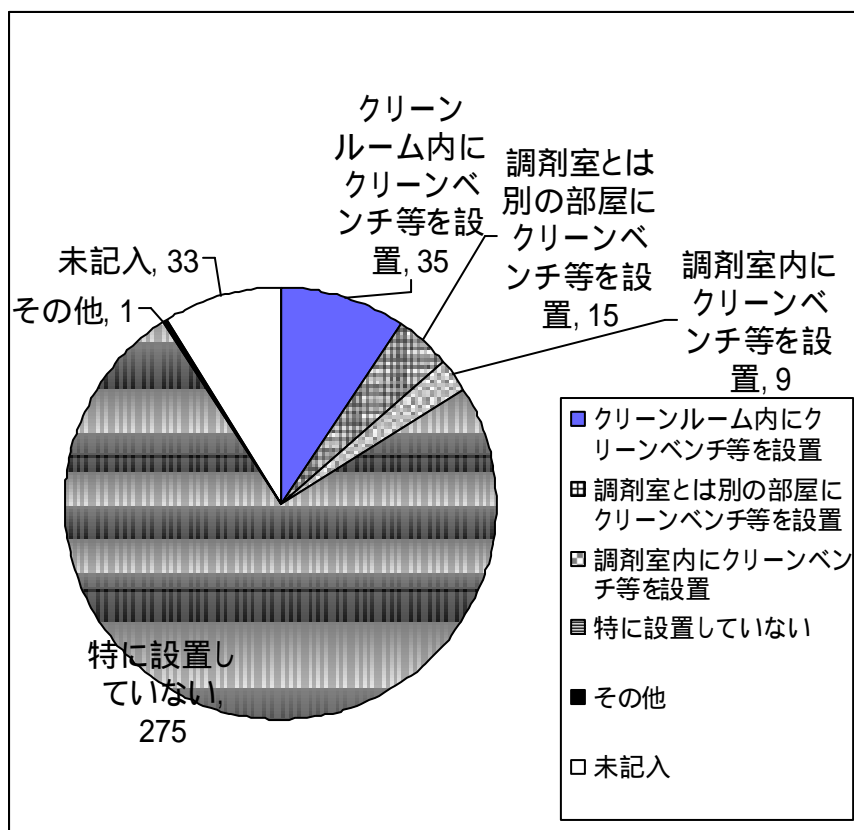


施設基準の届出は、48 薬局が行っていた。一方で、施設基準は満たしているが届出していない薬局が 5 薬局あった。その理由は、今のところそのような処方箋が発行されていないというものが 3 件、その他理由の 2 件は近々導入予定あるいは導入したばかり、というケースであった。

施設基準を満たしていないので届出していない理由は、クリーンベンチ等が無い、専用の部屋（5 平方メートル以上）を確保できない等のハード面の理由を挙げた薬局が多かった。また同時に、今のところそのような処方箋が発行されていない、という回答も 211 件あった。一方、人員面の理由を挙げた薬局は 15 と少なかったが、本調査の対象薬局の平均薬剤師数は 5 名（既述）であることからとも考えられる。

問 8 貴薬局の無菌製剤(注射薬)を混合するための設備等について教えてください。複数に該当する場合は、主に利用しているものに を付けてください。(1 つのみ選択) クリーンベンチ等とは、クリーンベンチと安全キャビネットを指します。

図 21



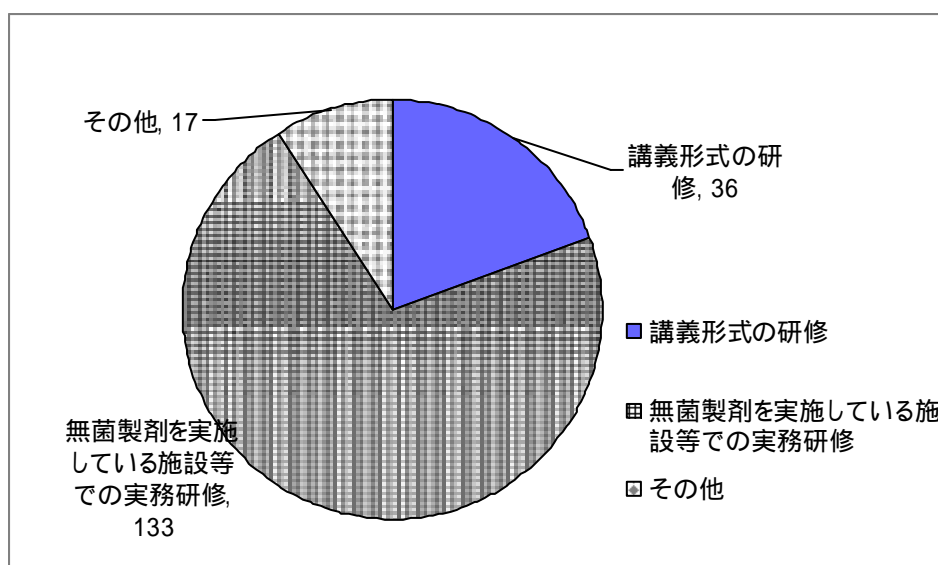
問 12 無菌調剤に関する手技(無菌操作)等の研修の実施についてお伺いします。  
(1つのみ選択)

図 22

研修の実施を希望する	190
特に希望しない	134

どのような形式での研修が望ましいと思いますか。(1つのみ選択)

図 23



研修の実施を希望すると回答した 190 薬局の多くは、無菌調剤を実施している施設等での実務研修を希望していた。

(注)問 6 . 9 . 10 . 11 . 13 については、回答の集計は行わず、在宅医療推進のための検討基礎資料として活用させていただいた。